

本校教育目標

知育・徳育・体育の調和と豊かな情操教育に努め、国際社会に生きる人間としての自覚を育成する。また、校訓「愛 敬 信」の精神を培い、師弟ともに「あい愛し、あい敬し、あい信じ」合って教育的雰囲気の高揚に努め、地域に親しまれ、信頼される公教育の創造と確立に努める。

校 訓



校 章



本校のスクールポリシー

1 目指す生徒像

(育成を目指す資質・能力に関する方針)

- 理想を掲げて自ら努力できる人
- 困難にひるまず仲間と立ち向かうことができる人
- すこやかに笑うことができる人

2 本校における学び

(教育課程の編成及び実施に関する方針)

- 65分授業の実施により自ら考え、ともに伝えあう学びの実現
- 自主・自律の校風に基づいた行事や部活動への主体的な取組
- 海外と相互交流を通じた国際的な視野の育成

3 入学を期待する生徒像

(入学者の受け入れに関する方針)

- 好奇心をもって学びに向き合いたい人
- 素直な心で互いを大切にできる人
- 向上心をもって自らを成長させたい人

校 歌

松尾 敬次 作詞

伊藤 亘行 作曲

1. 山紫に水明き

我が国原のただ中に
かざす真理の旗の下
きおいにきおう若人の
理想は高し み空と高し
おゝ我等昭高学徒

2. 瑞穂が丘に気は澄みて

白きいらかの映ゆるとき
いざ諸共に若き日の
心を腕を鍛えなむ
誓いは固し 岩根と固し
おゝ我等昭高学徒

3. あゝこの山にあの水に

こもる鋭気を身にしめて
障(さや)るものみなうち払い
学びの奥所(おくが)究めなむ
行手は遠し 雲居と遠し
おゝ我等昭高学徒

校 歌

1. やまむら- さきにみず- あかき
2. みずほが- おかに気は- 澄みて
3. あ- この- やまにあの- みず に

わがくに- はらのただなかにきて
しろきい- らかの映ゆるとき
ともるえ- い気を身にしめて

かざすしんりのはたのもときおいにき- おうわこうどのりそ
いざもろと- もにわかき日のころをう- でをきたえなむちか
さやるものみなうちはらいまなびのお- ぐがきわめなむ行く

うはたか し みそらとたか し お
いはかた し しわ根とたか し
手はとお し くも い ととお し

お- われ- ら しょうこうがく と

生徒心得

この心得は、本校の校訓と教育目標にのっとり具体的な実践内容の基本を示すものである。

諸君がその意を理解し、実践に努めることによって、他律から自律の道を歩み、豊かな個性を育てあげ、国際社会で敬愛される人物として、巣立っていくことを期待するものである。

- 1 全人的完成を目指して
人間的な成長を目指し、正義を重んじ、運動・文化・芸術を愛し、何事にも徹底を期する。
- 2 自主・自律の精神のかん養
「他律から自律への道を歩む」ここに「全人的完成」の原点があることに留意し、生活一般を律する。
- 3 学習意欲の向上
積極的、自発的な学習意欲をもってひたむきに努力する。
- 4 健康・安全の推進
いのちを尊び、自己の健康管理に心がけ、積極的に逞しい心身の育成を図る。
- 5 集団生活の中での生き生きとした行動
集団全体の望ましい発達が、成員一人一人の発達に好影響を及ぼすものであるという認識のもとに、集団の中で積極的に行動し、自分の役割を果たす。
- 6 特別教育活動の活性化
部活動・生徒会活動等に積極的に取り組み、生徒全体の活力をうみだし、協調性及び持続力を養う。
- 7 適性に合った進路の実現
将来の進路をよく考えて、長所を大いに伸ばすことに努める。

学校生活

- 1 日課 予 鈴 8時25分
S T 8時30分～8時40分
1 限 8時45分～9時50分
2 限 10時 ～11時05分
3 限 11時15分～午後0時20分
昼休み 午後0時20分～午後1時
(予 鈴 午後0時55分)
4 限 午後1時 ～午後2時05分
5 限 午後2時15分～午後3時20分
S T、清掃
終鈴 午後3時20分
清掃終了 午後3時50分
- 2 下校時刻
(1) 年間を通じて午後5時である。
(2) 部活動等による下校延長について
3月～9月 午後6時15分まで
10月～2月 午後5時45分まで
- 3 身だしなみ
「SHOWA DECENTE」の観点に基づき、端正で、品格のある身だしなみに努める。
ディチエンテ
* 「DECENTE」とは、イタリア語で「端正な」「品格のある」という意味。

(1) 制服

ア 冬服は以下の a、b のいずれかとする。

a 学校指定の濃紺シングルイートン型襟なしブレザーと白無地ブラウス。前箱 28 本ヒダスカートまたは学校指定スラックス。左胸に学年指定色のバッジをつける。

b 黒の標準型詰襟の学生服。黒の学生ズボン。校章入りのボタンと左襟に学年指定色のバッジをつける。

イ 夏服は以下の a、b のいずれかとする。

a 学校指定の濃紺ベストに白無地ブラウス。冬服と同型スカートまたは学校指定スラックス。左胸に学年指定色のバッジをつける。

b 白無地カッターシャツまたは開襟シャツ。黒の学生ズボン。左襟または左胸に学年指定色のバッジをつける。

ウ 学校指定のニットベスト・セーター（グレーまたはビリジアン）

(2) 防寒着

ア 登下校時には、防寒のために制服の上にコート等の防寒着を着用することができる。防寒着は、学校指定のものはないが、華美でない落ち着いたものが望ましい。

イ 学校指定外のベスト・セーター類は、学生服・ブレザーの内側にのみ着用してよいが、華美でない落ち着いたものが望ましい。

(3) その他

ア 制服・防寒着とも着用期間の指定はなく、気温や体調に合わせて調整して着用する。

イ 部活動等で休日に出校する場合は、部顧問の指導のもとで、部活動の服装で登下校できる。

ウ 化粧、ピアスの着用、髪の色・パーマ等の加工等はしない。

エ スカートを短くする等、制服の加工はしない。

4 諸届け

(1) 各種証明書について

通学証明書・在学証明書等各種証明書が必要な生徒は、所定の用紙に必要事項を記入して事務室へ提出する。

<各種証明書の受付と交付>

(受付) (交付)

月～金 午前中 授業後

* 上記時間以後は翌日交付

(2) 欠席・忌引き・遅刻・早退の届

欠席等をする当日の朝 8 時 20 分までに欠席連絡用の「Microsoft forms」に入力し、連絡する。

忌引きが認められる日数

ア 父母の死亡 5 日以内

イ 祖父母、兄弟姉妹等の死亡

(ア) 同じ世帯の場合 3 日以内

(イ) 異なる世帯の場合 1 日以内

(3) 生徒指導室で発行する届・願・許可証

ア 入室許可証

S T 時刻後登校した場合、生徒指導室で発行を受け、担任または教科担任に渡す。

イ 外出許可証

登校後やむをえない理由で外出する場合は、担任に申し出た後に生徒指導室で外出許可証の発行を受ける。

ウ 公欠届

公式試合・大学・就職受験のため欠席する場合は、生徒指導室で公欠届を受け取り、担任へ提出する。

エ 部活動等延長願

下校時刻以後に部活動等を延長したい場合は、生徒指導室で部活動等延長願を受け取り、代表者が顧問または担任の許可を受けてから各担当分掌へ提出する。

オ 学割交付願

学生割引証が必要な場合、(JR線片道 101 km以上を利用の場合、運賃が2割引となる)生徒指導室で用紙を受け取り、指示を受ける。

カ 異装許可願

規定以外の服装をする場合は、生徒指導室で用紙を受け取り、担任の許可を得てから生徒指導室へ提出する。

キ アルバイト許可願

家庭の事情でやむをえずアルバイトを行う場合は、生徒指導室で用紙を受け取り、担任及び学年主任と相談の上、提出する。

ク 自転車登録票

自転車で通学する場合は、「高校生活のしおり」にとじ込みの用紙に記入して生徒指導部へ提出する。用紙がない場合は、生徒指導室まで取りに来る。

ケ 事故届

事故にあった場合は、生徒指導室で用紙を受け取り、提出する。

コ 盗難・被害届

盗難・被害等にあった場合は、生徒指導室で用紙を受け取り、提出する。

サ 遺失・拾得届

生徒指導室にある用紙に記入する。

シ 修理願

学校の設備・備品等を損傷紛失した場合は、生徒指導室で用紙を受け取り、担任又は部顧問に提出する。

(4) 生徒会顧問室で発行する届・願・許可証

ポスター印刷物等の掲示、配布

代表者が、担任又は顧問の許可を得てから生徒会顧問室で指示を受ける。

交通安全について

- 1 交通ルールを遵守し、交通事故防止には十分留意する。特に歩行者は、横断歩道橋・横断歩道の利用を励行する。
- 2 自転車通学者は「自転車登録票」を提出し、学校指定のステッカーを自転車に貼付してから利用する。登校後は、所定の置場に施錠して置く。
- 3 自転車乗車中は、交通法規を遵守する。運転中の携帯電話・スマートフォンの操作や、雨天時の傘さし運転、イヤホン等を着けて外部の音が聞こえない状態での運転は絶対にしない。
- 4 自転車乗車時のヘルメット着用は努力義務となっている。自転車を利用する際には、ヘルメットを着用するよう努めること。
- 5 自転車保険等への加入が義務となっている。自転車保険に加入してあるかを確認しておくこと。
- 6 自動車や原付・自動二輪等の運転免許証は、学校生活に特に必要なものではないため、取得しない。

非常事態発生時の対応について

1 台風時における登下校等に関するもの

(1) 学校到着以前に名古屋地方気象台から名古屋市または居住地の市町村に暴風警報および特別警報が発表されている場合。

ア 始業時刻2時間前(午前6時30分)の時点で、名古屋市に暴風警報または特別警報が発表されている場合は、8時30分には授業を開始しない。生徒は自宅待機とする。名古屋市に警報が発表されていなくても、自分の居住地に上記の警報が発表されている場合、該当者は自宅待機とする。

イ 始業時刻2時間前(午前6時30分)から午前11時(ただし、午前中授業の場合は8時30分)までに名古屋市の暴風警報が解除された場合には、解除後2時間たってから当日の授業を実施する。この場合も、自分の居住地で上記の警報が解除されていなければ、該当者は自宅待機とする。

ウ 午前11時(ただし、午前中授業の場合は8時30分)を過ぎても名古屋市の暴風警報が解除されない場合には当日の授業を中止する。

上のア、イの場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難なときは登校しなくてよい。当日やむをえない事情で欠席、遅刻等をした者は担任に申し出る。

以上の場合はいずれもテレビやラジオ・インターネット等の情報を正確に把握して判断すること。

(2) 登校後、名古屋市に暴風警報および特別警報が発令された場合。

ア 台風の状況により授業を中止して下校させることがあるから、その時は直ちに帰宅し、事故のないよう十分注意する。

イ 学校より遠隔の所に居住する者で、帰宅が困難、もしくは危険と認められる者は、直ちに担任に申し出て指示を受ける。

ウ その他、教員の指示に従って行動する。

2 雪による暴風雪警報の場合について

暴風警報の場合と同様に扱う。

3 南海トラフ地震に関する緊急時の対応について

◎南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、

(1) 生徒の安全確保に注意しながら、原則として通常の授業や行事を行う。

(2) 部活動や補習などは実施せず、授業終了後には、生徒は速やかに帰宅する。

(3) 帰宅困難な生徒の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させることも検討する。

(4) 校外活動については、出発前に「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合は延期(中止)し、校外での活動中に発表された場合は速やかに帰校する。

(5) 土砂災害や生徒の登下校の安全を勘案し、臨時休業する場合もある。

◎「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合は、

(1) 通常通りの教育活動を行う。

(2) 校外活動については、出発前に「臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合は出発を一時見合わせ、校外で活動中に発表された場合はいつでも帰校できるように準備する。

◎「南海トラフ地震臨時情報(調査終了)」が発表された場合は、通常通りの教育活動を行う。

◎学校への連絡等について

(1) 南海トラフ地震等大規模地震発生後は必ず学校へ被災状況等を連絡する。その際に、各家庭からは欠席連絡用の「Microsoft forms」を使用する。

(2) 本校から各家庭への連絡は「安心メール」で行う。入学時に「安心メール」へ登録しておく。

※「安心メール」では家庭から学校への連絡ができません。

(3) 上記以外では、災害用伝言ダイヤル「171」を利用する。

ア 災害用伝言ダイヤル「171」の録音方法

171 → 1 → (###)###-#### → 録音

イ 災害用伝言ダイヤル「171」の再生方法

171 → 2 → (###)###-#### → 再生

*矢印の部分で流れるガイダンスに従って操作する。

◎学校内で地震にあった場合

- (1) 授業等その場に先生がいる場合は、先生の指示に従う。
- (2) 校舎内にいる場合は、屋外への避難を急ぐ必要はない。
- (3) 教室内にいる場合は、机の下に身を隠すことを原則とする。(二階以上は特にこの原則を守ること)
屋外への避難の際はガラス等の落下物による事故が多いので、かばん等を頭の上に乗せて秩序正しく速かに避難する。
- (4) 体育館・武道場にいる場合には、屋外への避難を原則とする。
ただし、集会中は避難をすると、かえって事故が大きくなる恐れがあるので、壁からなるべく遠ざかり、そのままにしている。
- (5) 運動場にいる場合は、そのままにしている。建物の中に逃げこむのは危険である。

◎登下校中に地震にあった場合

〈地震の揺れを感じたら〉

- (1) 周囲の状況を十分に確認して、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れて姿勢を低くする。(シェイクアウト)
 - (2) かばん等で頭を守る。
 - ア 屋根瓦、外壁、ガラス、看板の落下に注意するとともに、ブロック塀、電柱、電線、自動販売機からできるだけ離れる。崖・山崩れ、堤防決壊、液状化現象などにも注意が必要で、崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。
 - イ 自転車に乗っていたらすぐに降りる。
 - ウ 橋や歩道橋の上にいる時は、動けるのなら早く渡りきる。
 - エ バス・電車に乗っている時は、棚から荷物が落ちてこないか確認する。
座っている時は、手すりや座席にしっかりつかまる。
立っている時は、その場で姿勢を低くする。(シェイクアウト)
- ※ 大規模な災害時は「むやみに移動しないこと」が必要。最寄りの安全な場所へ移動したら、まずは混乱が収まるまで待機。「遠くの自宅より近くで待機」。

〈地震の揺れがおさまったら〉

- (3) 崖や山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れる。高台に避難する。
- (4) 徒歩や自転車を使用している場合は、最寄りの避難場所に行く。避難場所については自治体のホームページなどで確認しておく。
- (5) 公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。
- (6) 避難後、登校するか、帰宅するか、その場に待機するかは、状況を判断して安全な行動を選ぶ。